

# 宝塚市訪問型サービスC (短期集中予防サービス)

【サービス内容】 リハビリテーション専門職がご自宅を訪問し、加齢に伴う運動器機能の低下を予防するための運動や、自立した生活が送れるように効果的な日常生活動作などの指導、助言等を行います。

【対象者】 下記の条件をすべて満たす方  
○要支援1または2の認定を持つ人  
○介護保険及び医療保険のリハビリを受けていない人  
○過去にこのサービスを利用していない人

【期間・回数】 原則3ヵ月で最大4回まで（1回60分程度）  
※必要に応じて、さらに3か月の延長が可能です。  
※サービス提供は訪問を伴わない場合もあります。

【サービス提供者】 リハビリテーション専門職（理学療法士等）

【利用料】 利用者の自己負担はありません。

【手続き方法】 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター、もしくは担当のケアマネジャーまでご相談ください。

【問い合わせ先】 宝塚市役所 介護保険課 給付担当  
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号  
電話 0797-77-2136  
FAX 0797-71-1355  
mail [m-takarazuka0050@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0050@city.takarazuka.lg.jp)

